

「交通ヒヤリマップ」を作しましょう。

車の運転は、時間帯、天候などにも大きく影響され、運転者一人ひとりが刻々と変化する周囲の状況に対応して、危険を認識され、安全運転をしていただくことが重要です。

事業場においては、様々な交通事故防止対策を実施され、運転に携わる方のヒヤリとした経験などを活かし危険に対する意識高揚を図るため、「交通ヒヤリマップ」の作成にも、ぜひチャレンジしてください。

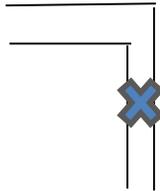
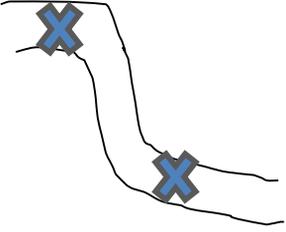
また、職場のみんなで作成した「交通ヒヤリマップ」は、みんなで共有し、事業場の交通安全のための財産としてください。

● 「交通危険マップ」の作成手順

1. 「交通ヒヤリマップ」用紙を配布する。
2. 運行経路においてヒヤリとした箇所や危険が想定される箇所をピックアップし、その周辺の地図を描く。
3. 地図上の危険箇所に「×」印を付け、危険の内容を記入する。
4. 対策及び指差呼称項目を設定し記入する。

なお、同じ場所でも時間帯や天候等により危険な状況が変化することがありますので、このような情報も付記しヒヤリと感じた都度追加していただきたいと思います。

自動車通勤の多い事業場では、通勤時の交通事故防止対策としてもご利用下さい。

危険箇所	場所	〇〇付近（カーブ）	危険
			子供の飛び出し 通学時間（〇時頃）
			対策
			徐行 子供なし ヨシ
危険箇所	場所	〇〇付近（カーブ）	危険
			運転時、カーブでスリップ カーブを曲がりきれない
			対策
			スピードダウン スピード30km ヨシ



厚生労働省
滋賀労働局 各労働基準監督署（大津 彦根 東近江）

～ 働きやすい滋賀をめざして（労働災害ゼロ 業務上疾病ゼロへ）～

※p.2のイラストは、厚生労働省の著作パンフレットのものを using しています。

※このリーフレットやゼロ災ロゴマークは 滋賀労働局HPからダウンロードし どなたでもお使いいただけます
http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html

(トピック) ドライブレコーダーを導入しませんか？

ドライブレコーダを設置すると「見られている」という意識を持つから社員が安全運転になりそうだね

企業のコンプライアンスやリスクマネジメントのためにも重要だね



運送業界ではドライブレコーダーの導入が推奨されています(滋賀運輸支局の安全表彰要件の1つです)
業種に関わらず導入を進めましょう

滋賀労働局でも官用車にドライブレコーダーの導入を始めました

「交通労働災害防止のためのガイドライン」(抜粋)
(最終改正 平成25年5月28日付け基発0528第2号)

第4 教育の実施等

1 教育等の実施

従業員への安全教育は行っていますか？

(1) 雇入れ時等の教育

事業者は、新規雇入れ運転者に対して労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)第59条第1項及び第2項の規定により行う雇入時教育及び作業内容変更時教育において、次に掲げる事項を含む教育を行うとともに、必要に応じて、安全運転の知識及び経験が豊富な運転者等が添乗することにより、実地に指導を行うこと。

ア 交通法規、運転時の注意事項、走行前点検の励行等の運転者が遵守すべき事項

イ 改善基準告示等の遵守、運転日前日の十分な睡眠時間確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療、体調の維持等の必要性に関する事項

(2) 日常の教育

事業者は、運転者に対して、運転者の安全な運転を確保するため、次に掲げる事項についての教育の実施又は関係団体が実施する講習会への参加等により、運転者に交通労働災害防止に関する知識を付与すること。

ア 改善基準告示等の遵守、運転日前日の十分な睡眠時間確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療、体調の維持等の必要性に関する事項

イ 警察等からの交通事故発生情報、交通事故の危険を感じた事例(ヒヤリ・ハット事例)、デジタル式運行記録計の記録、ドライブレコーダーの記録等から判明した安全走行に必要な情報に関する事項

ウ イの情報に基づき、危険な箇所、注意事項等を示した交通安全情報マップに関する事項

エ 交通労働災害に関する法令等の改正等に関する行政機関からの情報

(3) 交通危険予知訓練

事業者は、運転者に対して、実際の運転場面を想定したイラストシート、写真等を用いて、運転者に、交通労働災害の潜在的危険性を予知させ、その防止対策を立てさせることにより、安全を確保する能力を身につけさせる交通危険予知訓練を継続的に行うことが望ましいこと。

第5 交通労働災害防止に対する意識の高揚等

1 交通労働災害防止に対する意識の高揚

事業者は、ポスター又は標語の募集及び掲示、交通労働災害の現場写真の掲示、表彰制度の設立、優良運転者の公表、交通労働災害防止大会の開催等により、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図ること。

2 交通安全情報マップの作成

事業者は、警察等からの交通事故発生情報、デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの記録、交通事故の危険を感じた事例(ヒヤリ・ハット事例)等に基づき、危険な箇所、注意事項等を示した交通安全情報マップを作成し、配布、掲示等を行うことにより、運転者の交通労働災害防止に対する注意の喚起を図ること。

交通安全情報マップ(危険マップ、ヒヤリマップ)を作成しましょう

※本資料の1ページ目は宮崎労働局の資料をもとに作成しました。滋賀労働局では、法令の公正かつ斉一的な施行に努めるほか、企業が一層効率的・効果的に安全衛生活動を行えるよう、法令以外の指導に当たっても他労働局との連携に努めています。